

## 宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用心得

(平成 20 年 11 月 1 日)

最終改正 令和 6 年 4 月 1 日

宇都宮大学日光自然ふれあいハウス（以下「ハウス」という。）の使用者は、宇都宮大学日光自然ふれあいハウス使用細則に定めるもののほか、次のことを守らなければならない。

本施設は日光国立公園内に設置され、しかも、農学部附属演習林・日光演習林として教育・研究施設に利活用している施設内にあることを十分認識して使用すること。

特に、教育・研究の目的により使用しているときには、他の目的の使用者は十分留意して使用すること。

### 1. 使用責任者について

使用責任者は、ハウスを使用する際は、管理人に使用許可書を提示し、その指示を受けるとともに、以下に掲げる事項について同行者に遵守させること。

### 2. 使用時間について

#### (1) 日帰りの場合

午前 10 時から午後 4 時まで

#### (2) 宿泊の場合

午前 10 時から退所日の午前 10 時まで

### 3. ハウスの管理について

#### (1) 管理人が常駐している勤務時間帯は、原則として次のとおりである。

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（休憩時間 12 時～午後 1 時を除く）

#### (2) 管理人が不在の時間帯等については、使用責任者が責任を持ってハウスの管理にあたることとする。

### 4. ハウスの利用について

ハウス利用に当たっては、国立公園内であること及び周辺住民への配慮から、喫煙、たき火、花火及びバーベキュー等の火気の使用並びに騒音の発生する行為等については厳禁する。

### 5. 宿泊室の使用について

#### (1) 指定された宿泊室及びベッドを使用すること。

#### (2) 寝間着は、各自持参すること。

#### (3) シーツ、掛け布団カバー及び枕カバーは、宿泊期間中各 1 枚とし、管理人から受取り、退所する際には返却すること。

#### (4) 宿泊室内での飲食は禁止する。

#### (5) 寝具その他備え付けの器物等は各自責任を持って取り扱い、使用後は使用前の状態に復し、管理人の確認を得ること。

(6) 常に整理整頓に努め、毎日掃除すること。

#### 6. 食事について

(1) 食事は、使用者が用意すること。

(2) 自炊する場合は、炊事室以外の場所では行わないこと。また、炊事室に備え付けの器具は使用することができる。

(3) 炊事室の使用は午後9時までとする。

(4) 食事は、食堂で行うこと。

(5) 使用した食器、調理器具等は、必ず指定された場所に戻すこと。

#### 7. 入浴、洗面、洗濯について

(1) 入浴及び洗面に必要なものは各自持参すること。

(2) 洗濯機を使用する場合は、事前に管理人に申し出ること。

(3) 入浴時間は、午後6時から午後8時までとする。ただし、実習期間中は別に指示する。

#### 8. 消灯時間について

消灯時間は、原則として午後11時とする。

#### 9. 物品の取扱いについて

(1) 備え付けの器物は、各自責任を持って取り扱い、後始末をすること。

(2) 破損等を生じた場合は、管理人に申し出て、その指示に従うこと。

#### 10. 外出について

外出の際には、管理人に申し出ること。ただし、夜間等で管理人が不在の場合には、この限りではない。

#### 11. 火災予防について

(1) 敷地内及びハウス内は、全面禁煙とする。

(2) その他火気の取扱いについては、十分注意すること。

#### 12. 貴重品の管理について

盗難・紛失防止のため、貴重品は各自で管理すること。

#### 13. 省エネについて

節水、節電を心がけること。

#### 14. 病気、けがについて

急病やけが等で、救急車を呼ぶ必要がある場合は、必ず管理人に連絡すること。ただし、夜間等で管理人が不在の場合はこの限りではない。

#### 15. ゴミについて

ゴミは各自持ち帰ること。

#### 16. 自動車の利用について

駐車スペースが狭小なため、出来る限り公共交通機関の利用や自家用車の相乗りを行うこと。

#### 17. その他

- (1) 計画を変更する必要がある場合は、速やかに修学支援課に申し出て、所長の承認を得ること。
- (2) ハウス内は、土足を厳禁する。
- (3) 騒音等の近隣に迷惑を及ぼす行為を厳禁する。
- (4) 敷地内外で活動を行う際は、周辺地域に生息する野生動物（クマ等）による被害に遭わないよう、公共機関等が発出する情報を随時入手するほか、獣害対策グッズを身に付けるなどの対策を適宜とる等、十分注意すること。

附 則

この心得は、平成 20 年 11 月 1 日より施行する。

附 則

この心得は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この心得は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この心得は、令和元年 11 月 7 日より施行する。

附 則

この心得は、令和 2 年 7 月 15 日より施行する。

附 則

この心得は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。